

## 青森県教育委員会第915回定例会会議録

1 期 日 令和7年4月4日（金）

2 開 会 午後3時

3 閉 会 午後3時30分

4 場 所 教育委員会室

### 5 議事目録

- 議案第1号 青森県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画（アクションプラン）の改定案について・・・・・・・・・・原案決定
- 議案第2号 学校職員の人事について・・・・・・・・・・原案決定（別紙）
- その他 青森県立高等学校教育改革に関する基本方針(案)の検討について
- その他 職員の懲戒処分状況について

### 6 出席者等

- ・出席者の氏名  
風張知子（教育長）、平間恵美、新藤幸子、安田 博、松本史晴、中野博之
- ・欠席者の氏名  
なし
- ・説明のために出席した者の職  
坂上教育次長、早野教育次長、高橋教育政策課長、伊藤職員福利課長、下山学校教育課長、小関教職員課長、清川生涯学習課長、高井スポーツ健康課長、山舘文化財保護課長、佐藤高等学校教育改革推進室長
- ・会議録署名委員  
平間委員、中野委員
- ・書記  
工藤奈保子、佐藤栞

## 7 議 事

### 議案第 1 号 青森県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画（アクションプラン）の改定案について

（高橋教育政策課長）

教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づく青森県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画（アクションプラン）の改定案について御説明する。

県教育委員会では、知事が策定した「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」及び「青森県教育施策の大綱」を踏まえ、今後取り組む具体的な施策・事業や進捗状況を把握するための指標を設定した「アクションプラン」を昨年 6 月に策定し、この 3 つを合わせて「青森県教育振興基本計画」として位置づけたものである。

アクションプランについては、毎年、各種施策の進捗状況の確認、点検・評価を実施するとともに、大綱において見直しが行われた際には整合性を図るため、必要に応じて改定することとしている。令和 7 年 3 月に、大綱の改定が行われたことから、これを踏まえ、アクションプランを改定するものである。

改定の方針として、2 点御説明する。

1 点目は〈主な事業等〉についてである。令和 7 年度当初予算の状況に基づき、必要に応じて事業名等の更新を行うものである。

2 点目は〈指標〉についてである。アクションプランは、2024～2028 年度までの 5 年間にわたり継続的に評価を行うことから、基本的に変更しないものとし、点検・評価を行う上でより適切な指標への変更、もしくは新たな指標の追加がある場合には適宜検討する。

以上の方針に基づき、「アクションプラン（改定案）」をとりまとめたため、御説明する。

まずは、アクションプランの右上 4 ページの「基準値」について、現在記載の「現状値」とは、アクションプラン策定時（令和 6 年 4 月 1 日時点）の最新値であることから、今後は「基準値」と記載し、【記載例】に、その旨を注釈として記載することとした。

次に、5 ページから 14 ページまでが、具体的なアクションプランとなる。〈主な事業等〉について、令和 6 年度終了事業から後継事業等への置き換え、新規事業の追加等を行っている。

16 ページは参考として、「大綱 第 4 章 学校教育改革の推進に関する主な事業等」を記載したものであるが、このページも、〈主な事業等〉の更新に合わせ、修正している。

県教育委員会では、今年度（令和 6 年度実績評価）より、アクションプランに基づき、各種施策の進捗状況の点検・評価を行い、この様式を基にして、青森県教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書を作成して参る。

（平間委員）

内容が大変見やすくなり、誰が見ても目標値、基準値や、事業の進捗状況について確認できるようになったと思われる。この内容が実際に現場で役立てるよう引き続きよろしく願います。

（教育長）

他に御意見等はあるか。なければ議案第 1 号については原案のとおり決定する。

議案第2号 学校職員の人事について  
(非公開の会議につき記録別途)

その他 青森県立高等学校教育改革に関する基本方針(案)の検討について

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

県立高等学校教育改革に関する基本方針(案)の検討に入る前に、下北地区統合校の現状について御説明する。

3月26日に開催された第914回定例会においても御説明したとおり、下北地区統合校の管理・教室棟改築工事の入札は中止となったものである。

入札中止に伴い、工期等を総合的に勘案すると令和9年4月までに完成しない状況である。

しかし、県教育委員会としては、統合校を志望する生徒の進路を実現する環境を整えることを第一に考え、予定どおり令和9年4月に開校したいと考えている。

そのため、統合校における教育活動等に使用する施設についてシミュレーションした結果、むつ工業高校の既存校舎を活用することにより、対応できる見込みであることから、開校時はむつ工業高校の校舎を活用することとしたいと考えている。

このことについては、昨日むつ市を訪問し、御説明してきたところである。

引き続き、統合校開校に向け、準備を進めて参る。

それでは、魅力ある県立高等学校づくりに関する意見募集等の結果について御報告申し上げるとともに、3月26日に開催された第914回定例会において御説明申し上げたとおり、県立高等学校教育改革に関する基本方針(案)の検討を進めて参りたいと考えている。

はじめに、魅力ある県立高等学校づくりに関する意見募集等の結果について、その概要を御報告する。

「1 県民からの意見募集」であるが、令和7年2月26日から3月27日まで、電子メール等により意見を募集し、4人の方から御意見をいただいた。

「2 市町村・各種団体への意見照会」であるが、4市町村の教育委員会から御意見をいただいた。

「3 主な意見」については、前回の定例会で御報告した地区懇談会での御意見に加え、「魅力ある高等学校づくりに向けた基本的な考え方に関すること」として、「教員配置の充実を図る必要がある。」との御意見をいただいた。

次に、「学校・学科の充実に関すること」として、「急激に変化する社会で生きていくためには、基礎的・基本的な力を身に付けることが重要であり、高度な学びは大学で行うべきである。」、「青森市、弘前市、八戸市に中等教育学校を設置すべき。」、「中学校段階では、生徒が自身の適性等について把握できていない場合があるため、高校入学後、自身の適性等や興味・関心に応じて主体的に学習に取り組むことができるよう、入学後に進路について考えた上で学びを選択することができる総合学科の充実を図り、企業等との連携を更に強化しながら、多様な分野の学びを提供する必要がある。」、「全国からの生徒募集について、導入校を拡充してはどうか。」などの御意見をいただいた。

次に、「学校配置に関すること」として、「地域校の存続に向け、募集停止等の基準を緩和してほしい。」、「通学手段の確保、寮や下宿の整備について検討してほしい。」と

いった御意見をいただいた。

次期計画の策定に当たっては、魅力づくり検討会議からの検討結果報告書と、県民の皆様からいただいた多くの御意見を踏まえながら、検討を重ねて参りたいと考えている。

続いて、県立高等学校教育改革に関する基本方針（案）の検討を進めてさせていただく。

進め方として、前回の定例会で御説明したとおり、魅力づくり検討会議からの検討結果報告書の項目ごとに、皆様から御意見をいただきたいと考えており、本日は、検討結果報告書の「第1 魅力ある高等学校づくりに向けた基本的な考え方」について検討を進めて参りたいと考える。

それではまず、検討結果報告書の概要を御説明する。

「1 高等学校教育を取り巻く現状」として、社会の急激な変化や、生徒の進路志望等の多様化などについてまとめられている。

次に、「2 『魅力ある高等学校づくり』の視点」として、「青森県ならではの高等学校教育改革」を進めていくことや、教員の負担軽減を図ることなどについてまとめられている。

次に、「3 高等学校教育の方向性」として、「（1）これからの時代に求められる力の育成」、「（2）これからの時代に求められる人財の育成」、「（3）高等学校に求められること」についてまとめられている。

本日は、検討結果報告書や意見募集の結果等を踏まえながら、「魅力ある高等学校づくりに向けた基本的な考え方」について、皆様から御意見をいただきたため、よろしくお願いする。

（平間委員）

下北地区統合校について、新聞でも大きく取り上げられていたが、実際にむつ市を訪問し説明したことは大変良いことであると思う。

また、令和9年4月に予定どおり開校するという報告についても、こどもたちや地域の方たちが安心できたと思われる。

今回の件に関しては、入札について予測が困難であったと理解したが、教育委員会のみでは解決できないこともあると思われるため、県民の皆様へ広く御理解いただく必要性があると考えます。

開校に向けて難しいこともあると思われるが、引き続き統合校を志望する生徒のことを第一に考え、準備を進めていただきたい。今後も予測できない事態が発生する可能性があるが、それぞれで連携をとりながら進めていただきたい。

次に、魅力ある高等学校づくりに向けた基本的な考え方について、先般の総合教育会議でも申し上げたが、生徒一人一人が個人の夢や志を実現できる学びに取り組むことが重要であり、それが魅力ある学校につながると思われる。

また、各校の授業内容の充実を図ると共に、今後更に学びの環境整備を進める必要がある。

さらに、一つの学校、一つの地域という視点だけではなく、学校間、学校と産業界、地域等が連携・協働することが1つの大きな目標になると思われる。「学校づくりが地域にとって街づくりである」という考え方が教育分野にて必要であるとともに、高等学校教育を推進する体制の充実を図ることが重要になると思われる。

(新藤委員)

下北地区統合校について、先ほど説明いただいた魅力づくりに関する意見募集の中でも、「急激に変化する社会で生きていくためには」という言葉があったが、まさに急激に変化する社会の中で起きた致し方ないことであったと思っている。

しかし、こどもたちにとっては致し方ないでは済まないため、皆さんで知恵を出し合い、こどもたちの学びの充実が図られるよう、手を取り合っていけたら良いと思っている。

魅力ある高等学校づくりについて、「これまでの常識にとらわれない新たな視点も取り入れながら、将来の高等学校の在り方を見据えた『青森県ならではの高等学校教育改革』を進めていく必要がある。」と記載がある。

先日「ふるさと青森を愛する心と行動に関する県民の意識調査」の報告書を拝見したが、青森だからこそできる高校の教育とは何か、どのような教育があればふるさとに対する愛情、愛着を持ってもらえるのか等を考えながら進めていくことができればいいと思う。

については、具体的な取組について意見が出されたものか伺いたい。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

「新たな視点」や「青森県ならではの」については、具体的な取組等の意見が出されたものではなく、こうした視点や考え方を取り入れながら次期計画を策定すべきといった趣旨であると認識している。

(松本委員)

検討結果報告書にて「教員がゆとりを持ち、生き生きと日々の教育活動に取り組むことができるよう、教員の負担軽減を図るなど、一層の配慮が必要である。」とあるが、学校における働き方改革の取組と、次期計画との関係性はどのようなになるのか御説明願う。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

学校における働き方改革の取組については「学校における働き方改革プラン」に基づき、県立高等学校教育改革の取組については第2期実施計画に基づきそれぞれ進めているところであり、次期計画においても同様の位置付けとなる。

(中野委員)

高等学校教育の方向性について、記載されていることに異論ない。民主主義社会の良き形成者を育成するという心を持ち、進学校に行ったこどものみが優秀というのではなく、どう社会の役割分担を行っていくのかという考えを、こどもだけではなく先生方にも持っていていただき、こどもたちを育てていただきたいと思う。

また、記載されている主体性や協働性、自己肯定感が、具体的な授業に落とし込んだ際にどういった形になるのか、管理職の先生方は考えを持っているだろうが、それがすべての先生方にも共有されているのかが問われていくと思われる。総論賛成・各論反対のような形になった際、各論部分はどのようにするのか、教育委員会として研修活動等を通して進めて行くことが必要であると思われる。

そういった具体的なものはスクール・ミッションやスクール・ポリシーに示されており、県教育委員会ではそれを見た上で高校を選んで欲しいと、中学生や保護者に投げかけている。しかし「主体性」や「協働性」と記載されても、中学生や保護者には伝わりにくいと思われるため、「主体性」や「協働性」が授業の中で具体的にどう実現されるのかを、も

う少しかみくだいて示すと良いと思われる。それにより、校長先生方が考えるポリシーがすべての先生方に浸透し、「主体性」を育てることにつながると考える。

北斗高校では「こどもを怒鳴らない」という具体的なポリシーが掲げられており、非常に感動した。そういった具体的な姿を示すことでこどもや保護者が安心して学校を選ぶことにつながると考える。

(平間委員)

高等学校に求められることとして、「誰一人取り残さないきめ細かな教育の提供」とあるが、これは常に唱えられてきたものである。こどもたちは非常に様々な個性を持っており、それを認め合う社会だからこそ、対応する学校現場は本当に大変であると思われる。

しかし、青森で育つこどもたちの幸せを願うのであれば、絶対に外せないことである。「個別最適な学び」や「協働的な学び」は学校の中だけでは解決できないため、多くの方達とつながり、様々な分野の方と連携する必要がある。

生徒一人一人の個性や生活環境、実情、ニーズに応じて「誰一人取り残す」ことなく、「高等学校に求められること」に記載されていることの全てに対応できる教育環境となることを願う。

(松本委員)

「高等学校に求められること」について、記載されているとおりであると思われる。多様化が求められる社会において、生徒に多様な学びを提供できる体制づくりが必要になると考える。そういった観点から、単位制等の教育制度や少人数学級編制を取り入れることが有効であると考えられる。

また、それに関連し、学校や学科の特長等を踏まえながら、きめ細かな指導を実施するための最適な教育制度等の活用の在り方を検討する必要があると考えるため、それについても考慮していただければと思う。

(新藤委員)

「高等学校に求められること」について、「全ての生徒が安心して学べる環境づくり」や、「誰一人取り残さないきめ細やかな教育を提供」とある。近年、特別な教育的支援を必要とする生徒や義務教育段階における不登校経験を有する生徒が増加していることを踏まえ、全日制・定時制・通信制の課程等にかかわらず、こうした様々な事情を抱えたこどもの多様な学習ニーズに対応した教育環境の整備が必要であると考ええる。

例えば、車椅子やベビーカーを利用している方が段差で困っていたら手を貸すことと同じように、街づくりではバリアフリーが進められるようになる。

学校も同じように、みんなと同じペースで学ぶことに困難を抱えているこどもがいたのであれば、そのこどもにとって学びやすい環境を整えることは特別なことではなく、それが当たり前だと考えていく必要があると考える。

(安田委員)

将来の予測が困難な社会の中、今後も確実に生徒数は減少していく。そのような中で、連携していくことは非常に重要である。その連携によって各校の教育活動の更なる充実につながる。

また、先日あおもり創造学の発表会が行われたが、既にこどもたちは自ら魅力づくりを

行っており、それが各地区へ広がっていけば良いと考える。

しかし、地区によって学校と地域の連携状況は非常に異なることが考えられるため、各校や各地区の実情に即した連携の方法を考える必要がある。

また、こうした連携の方法を考えた際の一番の問題である、学校配置も合わせて考えなければならない。県全体のバランスを考慮しながら、大学等への進学や就職等、幅広い進路選択に対応する高等学校、先進的な研究を実践する大学への進学に対応できればと考える。

そういった意味でも、大学等への進学に対応する高等学校、実践的な職業教育に対応する高等学校等、様々な役割を担う学校の配置の在り方の検討が必要であると考えている。

(平間委員)

これまで高等学校魅力づくり検討会議で様々な意見が挙げられてきたが、その意見が全て反映されていると思われる。

先日の総合教育会議でも、知事と共通理解を図ったところであり、魅力ある高等学校づくりに当たっては、今後さらにこどもたちの目線に立っていただきたい。どうすれば充実した教育環境を整備することができるか考えることが重要である。

次回の定例会においても、令和10年度以降の魅力ある高等学校づくりに関する基本的な方向性について、こどもたちをまんやかに考え、引き続き検討を進めていきたい。

(教育長)

本日は、主に「魅力ある高等学校づくりに向けた基本的な考え方」について検討した。次回の定例会では、「学校・学科の充実」について検討することとする。

他に御意見等はあるか。なければ青森県立高等学校教育改革に関する基本方針(案)の検討については、青森県教育委員会として了解した。

## その他 職員の懲戒処分の状況について

(教育長)

職員の懲戒処分の状況については、資料のとおりである。何か質問、意見はあるか。

職員の懲戒処分の状況については、青森県教育委員会として了解した。